

「A！Premium」活用による
青森県産品販売促進に係る連携協定書

青 森 県
株式会社青森銀行
株式会社みちのく銀行
ヤマト運輸株式会社

「A! Premium」活用による青森県産品販売促進に係る連携協定書

青森県（以下「甲」という。）、株式会社青森銀行（以下「乙」という。）、株式会社みちのく銀行（以下「丙」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「丁」という。）は、「青森県総合流通プラットフォーム」（国内及び海外における青森県産農林水産品等の流通拡大を物流面で支援することを目的に、物流コストの縮減と鮮度を保持した付加価値の高い物流の実現を目指した、小口混載による共同物流の仕組み）が提供する流通サービス（以下、「A! Premium」という。）を活用し、青森県産品の販売を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に緊密に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動を推進することにより、「A! Premium」の利用促進と青森県産品の販売促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むものとする。

- (1) 「A! Premium」利用契約者（以下「サプライヤー」という。）の増加に向けて、県内事業者等に対する継続的な働きかけを行うこと
- (2) サプライヤーとの商取引の可能性のある事業者等に対し、青森県産品の取扱いに向けた継続的な働きかけを行うこと
- (3) サプライヤー等県内事業者が望む商談機会の創設・提供及び青森県産品のプロモーションの実施・協力に努めること
- (4) 「A! Premium」がより利用しやすいものとなるよう、制度の改良に努めること

2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更等を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれか

らも書面による特段の申し出がないときは、期間満了の日から1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、連携事項の実施に当たり知り得た情報を、他の三者の承認を得ずに第三者へ開示し、又は漏えいしてはならないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月20日

甲：青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県

青森県知事

乙：青森県青森市橋本1丁目9番30号
株式会社青森銀行

取締役頭取

丙：青森県青森市勝田1丁目3番1号
株式会社みちのく銀行

代表取締役頭取兼執行役員

丁：東京都中央区銀座2丁目16番10号
ヤマト運輸株式会社

執行役員国際戦略室長
